

米子市監査委員告示第4号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年10月28日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田 昭  
米子市監査委員 安田 篤

第1 請求の受付

1 請求人

(省略)  
(省略)  
(省略)  
(省略)  
(省略)  
(省略)  
(省略)  
(省略)

2 請求の内容

(1) 令和元年8月26日付けで提出された住民監査請求書

住 民 監 査 請 求 書

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下センターという。）が、米子市淀江町小波で設置を計画している産業廃棄物管理型最終処分場（以下淀江産廃という。）の用地は、現在環境プラント工業株式会社（以下環境プラントという。）が運営している一般廃棄物最終処分場の一部及び一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画地と重なり、その面積の約50%が米子市有地（土地の表示 米子市淀江町小波字泉原434-2原野 以下「この土地」という。）内である。（資料7参照）

この一般廃棄物最終処分場は、平成27. 1. 26開催の鳥取県西部広域行政管理組合（以下西部広域という。）ごみ処理施設等調査特別委員会資料において、残り10年程度で埋立容量が満杯になることを想定している。（資料1参照） H28. 1第3次米子市一般廃棄物処理基本計画では、埋立て完了は約10年後と見込まれており、現在の最終処分場の埋立て完了に伴う次期最終処分場の確保が大きな課題であると述べている。（資料2参照） 平成30. 11. 19開催の西部広域の議会定例会議では、埋立残余年数

は、7年程度と予測している。(資料3参照)西部広域は、50%を外部処理することによって、6～7年程度延命する考えであるが、これは、新規地点での一般廃棄物最終処分場の実現性が何も担保されない状況下での一事凌ぎであり問題の無責任な先送りである。

米子市長が、この土地をセンターに対し淀江産廃用地として使用させることは、喫緊の課題である米子市を含む鳥取県西部広域行政圏9市町村民約24万人(鳥取県の人口の約43%)の次期一般廃棄物最終処分場の確保を困難にするとともに、米子市財政に多大な損害を発生させるおそれがある。

よって米子市監査委員は、米子市長に対し次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

- ①米子市長は、平成9年8月28日、旧淀江町と環境プラントの間で締結した開発協定(以下協定という。)第4条(資料10参照)で定める「一般廃棄物最終処分場としての用途」を「産廃最終処分場としての用途」に変更する改定を行わず、環境プラントに対し協定の履行を請求すること。
- ②使用承諾書の提出は、「この土地」の貸借契約締結の前提行為となるので、米子市長は「この土地」の使用承諾書をセンターに提出しないこと。
- ③センターとの間で、センターが「この土地」を産廃用地とすることを目的とした貸借契約を締結しないこと。また、貸借によらず売り渡しによることとした場合も同じ。

## 2 予定される処分行為

(1) 淀江産廃はもともと環境プラントが事業主体として計画したが、平成27年3月センターに事業主体を変更したものである。センターは平成28年11月30日鳥取県条例に基づき事業計画書を設置許可権者である鳥取県知事に提出した。

(2) センターは、それに続いて県条例に従い、事業計画書の縦覧、事業計画の説明会、関係住民とセンター間で意見書・見解書のやりとりを行った。県は、センターや関係住民からの意見調整申出により紛争の解決を図るため意見調整会議を実施したが、令和元年5月31日付で関係住民の理解を得ることは困難として、「意見の調整を終結するとき」に該当するものと判断し米子市ほかにその旨通知した。

センターは、県からこの通知を受け取れば、県条例上、廃掃法に基づき淀江産廃の設置許可申請手続きは可能となり、申請手続きに着手することは明白である。

(3) 一方、米子市とセンターは平成28年3月25日、協定や市有地の取り扱いについて協議を開始した。伊木米子市長は、平成29年6月21日開催の米子市議会において、市議会議員の質問に対し「条例手続きが終了した時点で米子市有地について判断する。」旨回答している。令和元年5月19日の意見調整会議でセンターの瀧山理事長は米子市有地を貸借する旨表明した。また、センターは令和元年7月15日、米子市長に対し米子市有地の利用について要請をした。この要請に対し、米子市は、この要請に応ずる方針を固め、明日(令和元年8月27日)開催の米子市議会全員協議会で表明する旨が報じられている。(資料35参照)

地方自治法第242条第1項では、財務会計上の行為がいまだになされていない場合でも「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」には、当該住民は監査請求ができる旨規定している。

「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」とは、大阪地裁平成23年1月14日判決で示されているとおり「当該行為がなされるおそれがある場合において、単にその可能性が漫然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」としている。県条例手続きが終結し、米子市がセンターの土地利用の申し出を受け、それに応じることを明日開催の市議会全員協議会で表

明することが明らかになった現段階において客観的に推測される程度に具体性を備えており住民監査請求の対象である市有財産の管理・処分に係る次の行為を行う可能性・危険性を備えている。

- ・ 「この土地」を淀江産廃用地とするためには、協定で定める用途を一般廃棄物最終処分場から産廃最終処分場に変更する必要があるところから、センターは、米子市と環境プラントに対し、協定を改定するよう要請し、双方はこれに応じる。
- ・ 鳥取県（循環型社会推進課）の定める廃棄物処理施設の設置許可申請書の手引きでは許可申請書に土地の使用承諾書を添付することを定めている（資料9参照）ことから、センターは、淀江産の設置許可申請に先立ち、米子市に対し「この土地」の使用承諾書の提出を求め、米子市はこれに応ずる。
- ・ 米子市は、センターとの間で、センターが「この土地」を産廃用地とするため貸借契約を締結する。なお用地売買契約の締結をする可能性もある。

米子市監査委員が、上記の行為が現時点では相当の確実さをもって予測されることは認められないと判断すれば、地方自治法第242条第1項の請求の運用は、不可能となってしまう、同規定の精神・目的（不当な財務会計上の行為の予防）を達成することが出来ず、住民監査請求制度を無意味とし米子市の構成員である市民全体の利益を害するおそれが大である。

### 3 違法及び不当である理由

「この土地」は大和村が保有していたが、大和村と淀江町の合併により旧淀江町が承継し、更に平成17年3月、淀江町と米子市の合併により、米子市有地となったものである。現在、環境プラントは、「この土地」の一部（27,741㎡）を無償で使用し、民有地等と併せて55,010㎡を用地として、協定に基づき一般廃棄物最終処分場を設置し西部広域より業務委託を受けて、一般廃棄物最終処分場業務を営んでいる。

#### (1) 一般廃棄物最終処分場Ⅲ期計画に対する旧淀江町の同意について

環境プラントが、協定に基づき旧淀江町に提出した「変更開発事業実施計画書」について下記の通り旧淀江町が同意した。これにより一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画地は協定の適用範囲となった「この土地」を産廃用地にすることは、現行の一般廃棄物最終処分場の全体計画（Ⅲ期計画を含む。）に矛盾し協定に違反する。

①環境プラントは、一般廃棄物最終処分場について地元関係者より跡地利用のための申し入れがあったことや、また廃棄物埋め立て用の保護土として掘削残土置場用地の確保のため、開発面積を拡大する必要があったことから、現行計画を変更することとし、協定書第3条の規定に基づき平成9年8月28日旧淀江町に対し「変更開発事業計画書」の「同意願い」を提出した。（資料11参照）

この「変更開発事業実施計画書」には、「変更内容欄」にⅢ期計画を含めるとともに、Ⅲ期計画を含む全体計画を記載している。そして全体計画（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期などの各計画区分が表示されている。）を示す平面図が添付されている。環境プラントはこの「同意願い」に「当処分場建設にあたり、当初より、谷全体を埋立る計画で進んでおりⅠ期工事、Ⅱ期工事に伴う変更工事の準備も整いました。残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております。」という文言を記載している。（資料12参照）

また「○各関係者同意について 当初から各関係者には、谷周辺が一体化するような計画で説明等をおこなっており、よって今回変更部分及びⅢ期工事等については当初同意書で問題ないと考えます。尚、工事着工にあたり、各関係者にはあらかじめ報告を行っており、なんら問題はありません。」という文言も記載している。（資料13参照）これは、Ⅲ期計画は旧淀江町、環境プラント間で、合意済みであることを示している。

この時点で全体計画について旧淀江町の同意を求める必要があったのは、一般廃棄物最終処分場の変更に伴い必要となる森林法の林地開発許可手続きの要請に合致する

ためである。すなわち林地開発の許可基準の運用にあたっては、全体計画との関連が明らかであること、並びに掘削残土置場用地など一時的に森林を使用する場合には事後措置が適切に行われることが明らかであることが求められていたからである。(昭和49年10月31日付 農林事務次官より各知事宛て文書(資料15参照))

掘削残土置場用地は、Ⅲ期計画地内に計画されており、一時的に森林を使用した後に、Ⅲ期計画地として使用する計画であることを示している。

旧淀江町は、この「同意願い」に対し、平成9年10月23日付で環境プラントに対し同意書を交付している。(資料14参照)

この同意により、Ⅲ期計画を含む全体計画は、協定が適用される範囲となった。このことに疑念があるならば、決裁ルートの関係者(合併時の旧淀江町長、合併後に米子市幹部となった旧淀江町の起案担当職員)に説明を求めれば確認できる事柄である。しかし米子市は、相手の協力が得られなかったとして、事実を確かめようとしな

## (2) 一般廃棄物最終処分場Ⅲ期計画の4者による確認と西部広域の承認について

協定締結に先立ち、平成8年2月1日、淀江町長 森本和夫、淀江町土地改良区理事長 山根淳、西部広域事務局長 伊塚勇造、環境プラント 代表取締役 河本弘文の4者は、一般廃棄物最終処分場の開発区域内の「この土地」の一部を含め周辺土地を全体計画に折り込んでⅢ期計画区域として確認している。それには、4者が押印した全体計画を示す図面が添付されている。(資料16参照)

平成4年11月2日、西部広域管理者(米子市長)と環境プラントの間で交換された覚書第6条によれば、環境プラントは県等に対する許可申請手続きをしようとするときは、あらかじめその許可申請に係わる書類一式を西部広域管理者(米子市長)に提出し、その承認を得た後において県等に提出するものとするとしている。(資料17参照)

環境プラントが県に提出した一般廃棄物最終処分場変更許可申請書、林地開発許可申請書、及び旧淀江町に提出した「変更開発事業実施計画書」の同意願い文書にはいずれも、資料16が添付されており、Ⅲ期計画を含む全体計画を西部広域管理者(米子市長)は承認していることは明白である。

またこの4者は、平成8年2月9日付確認書において、「旧淀江町並びに淀江町土地改良区から、当初の計画通り、最も有効な処分場の跡地利用を考え、谷周辺が一体化するよう計画を実行してほしいとの要望が出されたこと」を確認し、併せて「一般廃棄物最終処分場埋立計画検討協議資料」のタイトルを付した全体計画を示す図面を添付している。(資料18参照)

すなわち旧淀江町は谷周辺を一体化してほしい意向を持っており、Ⅲ期計画はそれに適合した計画である。よって米子市長は以上の経緯を無視し、「この土地」を淀江産廃としてセンターに使用させることは不当である。

## (3) 開発協定は、一般廃棄物最終処分場の建設を目的とした行政契約であり、契約の当事者が合意すれば改定できる一般の私的契約法原理は、当てはまらない。米子市は、環境プラントに対し協定で定めた一般廃棄物最終処分場の建設の履行を請求すべきである。

協定は、第1条第1項において、事業の目的として環境プラントは不燃物最終処分場(一般廃棄物最終処分場)の建設を行い、もって鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする旨定めている。従って協定は、環境プラントが鳥取県西部広域行政圏の一般廃棄物最終処分場の建設という公共目的を実現する義務を負っている官対民の行政契約である。行政契約は、契約締結の当事者が合意すれば改定ができる一般の私的契約と異なり、公共性の確保を目的としており、行政の活動である限り、私人間の民法上の契約法原理はそのまま当てはめられない。「この土地」を米子市行政当局の裁量によって恣意的に、産廃用地とする協定の改定は、西部広域行政圏の一般廃棄

物最終処分場の確保という公共の利益に対し、重大な不利益を与えることになるからである。(米子市は、これまで市議会で「この土地」を産廃用地にするためには協定の改定が必要であると表明していたが、突如、本年の6月市議会で、なんら根拠を示さず協定を改定する必要がない旨表明したのは、説明責任を果たさず無責任極まりない対応である。)

米子市は、市議会等で繰り返し「本市としては、産業廃棄物最終処分場は、鳥取県内の産業活動を維持するため、必要な施設であると認識しているが、産業廃棄物最終処分場の設置に当たりましては、地元住民の皆様のご理解が大前提であると考えています。」と回答し、産廃最終処分場について地元住民の理解があれば、米子市有地を産廃に供すると受け止められる発言を繰り返している。しかし、一般廃棄物は、企業等の排出者に最終処分責任がある産廃とは異なり、廃棄物処理法上、市町村に最終処分を含め処理の法的義務が課せられており、米子市は産廃でなく一般廃棄物最終処分場の確保を優先して第一に取り組むべきである。

行政活動は、透明性、公正性、説明責任が当然求められるが、米子市は産廃用地とすることについて透明性、公正性、説明責任をどう図ろうとするのか理解ができない。米子市は、平成20年5月、環境プラントが事業主体となって産廃を建設することが決定した時点に於いて、環境プラントに対し、直ちに行政契約である協定の履行を求めるべきであり、環境プラントがこれに応じない場合は、「裁判の手続きによる強制」を求める法的権利があるにも係わらず、それを履行しないまま今日まで、条例手続きを傍観し続けた。これは西部広域行政圏の住民に対する背信であると断ぜざるを得ない。

環境プラントは、米子市に対し調査の同意要請の手続きをせず「この土地」内でボーリング等の生活環境影響調査を実施した。米子市は、この調査の実施を黙認した。このことから環境プラントと米子市は当初から市有地内での産廃計画を進めるという共通認識があり、その時点で既に次期一般廃棄物最終処分場の確保について責任を放棄していたと言われても仕方あるまい。

米子市は、事業主体が環境プラントからセンターに変更になった平成27年3月時点でもセンターに対し、上述のⅢ期計画を尊重しこれとの整合性が図れるか否か検討し、協定の履行(一般廃棄物最終処分場の建設)を求めるべきであったにも係わらず、行わなかった。また米子市は、平成29年4月に新体制になった時点でこれまでの対応を見直す機会があったにも係わらずそれをせず、旧体制の路線を踏襲してきた。淀江産廃計画が、明らかになった平成20年5月から既に今日まで、11年が経過した。計画が明らかになった時点で米子市が環境プラントに対し協定で定められた一般廃棄物処分場建設という責務の履行を求めていたならば、この間に一般廃棄物最終処分場は、既に完成を見ていることは疑いのないところである。

なお、協定第26条において、不測の事態により目的の達成が著しく困難となったときは協議の上、その内容を変更することが出来る旨の定めがある。不測の事態とは、当該地が土地収用法により事業認定を受けた事業の起業地となったり、天災地変により利用不能になったり、或いは環境プラントの企業経営の継続に問題が生じた場合等が想定されるが、環境プラントが協定の遵守義務に自ら違反をし、淀江産廃計画に協力することをもって不測の事態とは言えない。

この度のセンターの淀江産廃処分場は、関係4当事者間で確認し、旧淀江町が同意した一般廃棄物最終処分場全体計画区域のⅢ期計画区域内に設置を計画しているものであり、この一般廃棄物最終処分場とは相容れないものである。現在なお次なる一般廃棄物最終処分場の候補地さえ見つからない現状で、米子市がこの土地をセンターに産廃用地として使用させることは違法且つ不当である。

平成20年5月27日開催されたセンター理事会(資料19参照)において、センター理事の角米子市副市長(当時)は、「まずはこの候補地の地権者の御理解なり手続き、それと関係する複数になろうかと思えますけども、各集落の御理解をこれは言うまで

もなく得る必要があるということ。その辺がどこまで進行しているかというのはまだ私も把握しておりませんが、当然それに向かってこれからの作業が続いていくと思います。(途中省略) 現在各地権者の意向がどうなっておるかというのは定かではありませんが、それもこれから解決していかなければいけない。

(注) 米子市自らが、産廃計画地の約半分の地権者であるにも関わらず、このような発言をしている。

これからいろんな努力を私も含めてやっていく必要がありますけれども、くれぐれも一般廃棄物の処理施設ではありませんので、一番ネックになるのは地元関係住民の御理解というところではきっちりと鳥取県、また事業センターの責務は当然はたしていくべきであるということで、地元米子市としましても可能な限り協力をするつもりでございますので、その点は確認し、お願いをいたしたいと思います。」と述べている。

また、平成24年2月24日、野坂米子市長(西部広域管理者)ほか出席の下で開催された西部広域定例会議(資料20参照)において、角米子市副市長(西部広域副管理者)は、「平成17年以前にいわゆる第3処分場候補地ですね、産廃の候補地が、一般廃棄物の処分場として活用するというようなお話は、あったというふうに認識しておりますが、それが正式に方針決定して位置づけられてまでなかったという状況でございます。それを方針決定する前にですね、民間業者さんなり、環境管理事業センターなりが、先行的に産廃施設として活用する対応された、ということございますので・・・」と述べている。

これらの角米子市副市長の発言は、下記の①～④の事実と矛盾する。なおⅢ期計画は、西部広域が正式に方針決定しようが、しまいが、旧淀江町が周辺の谷一体を埋め立てる意向であることを関係4者が確認をしており、且つ旧淀江町が同意した計画であることは疑いの余地はない。米子市は、淀江産廃が浮上した時点で次の①～④の経緯を尊重しこれとの整合性が図れるか否か検討した形跡は窺えない。淀江町との合併により、旧淀江町の同意を引き継いだ米子市は、西部広域行政圏人口の62%を占める立場で、指導力を発揮し、Ⅲ期計画の実現を図るべきである。

①上記3(1)で記述した事実(Ⅲ期計画を含む全体計画に対し、旧淀江町が同意している。添付図面に淀江町、淀江町土地改良区、西部広域、環境プラントが押印し確認していること。)

②環境プラント及び西部広域連名の案内パンフレットにⅢ期計画地が図示されていること。(資料32参照)

③西部広域のホームページにⅢ期計画地を掲載していたこと。

④上記3(2)で記述した事実(平成4年11月2日、西部広域管理者(米子市長)と環境プラントの間で交換された覚書第6条によれば、環境プラントは県等に対する許可申請手続きをしようとするときは、あらかじめその許可申請に係わる書類一式を西部広域管理者(米子市長)に提出し、その承認を得た後において県等に提出するものとする)と定めていること。)

現在の一般廃棄物最終処分場は満杯まで後7年程度と言われており、米子市長が一般廃棄物最終処分場を確保しなければならないという自らの行政上の義務に目をつむり、産廃に協力するということは、米子市民を始め西部広域行政圏の住民に対する責任の放棄である。

#### (4) 町内に産廃の適地はないという旧淀江町の意向に反する。

センターは候補地選定方針(資料21参照)を策定し飲用水源又はその計画がある箇所直近上流に位置しないことを選出基準の一つにしている。

センターは平成15年7月16日付文書により県内各市町村長に対し産廃最終処分場の建設可能性のある候補地について問い合わせを行った。この問い合わせで示されている候補地の条件として飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地としている。(資料22参照)これに対し旧淀江町は平成15年8月12日

付で「産廃処分場」の候補地はない旨回答した。(資料23参照)このことは地下水の豊富な地域を有する淀江町の行政の立場から、「この土地」を「産廃処分場」にすることなど論外であったことを物語っている。米子市当局は、平成29年9月8日開催の市議会で、旧淀江町のこの意思表示は米子市も承継している旨の答弁をした。米子市は、当該地で環境プラントが産廃事業について手を挙げた時に、旧淀江町のこの意思表示の内容を環境プラントに示すべきであったにも拘わらず、行わなかった。周辺住民を初め多くの市民が不安を抱いている淀江産廃のため「この土地」をセンターに使用させることは不当である。

**(5) 淀江産廃は、次期一般廃棄物最終処分場の確保を困難にし、米子市の財政に多大な損失を与えるとともに、米子市有財産の価値を著しく低下させる。**

「西部広域」は、現在の一般廃棄物最終処分場は後7年程度で埋め立容量が満杯になることを想定している。一般廃棄物最終処分場は迷惑施設であり、新規地点に取り組むとしても、地点選定、地権者、関係住民、自治会等との地元調整等が難航するのが通例であり、実現の見通しも容易に立てられない。また進入道路等の新たなインフラ整備、担当要員の投入により発生する人件費を含め必要な経費と時間は計り知れない。当該地は直下の関係地元である小波上、小波浜は、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画を含め全体計画について既に同意しており(資料24参照)、また用地の約50%が米子市有地である。米子市が、一般廃棄物最終処分場とするための主要課題がほぼ解決済みであるこの地点を放棄し、新規地点を選定し取り組むことは行政上の無駄な行為であり不当である。

またこの土地を産廃用地とすることは、市有地の有効利用に反し、且つ土壤汚染地として土地の評価を著しく下げることになる。このことは地方財政法第4条「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」という総則に違反する。

**(6) 米子市が地元住民の理解が得られていない中で、センターとの間で「この土地」を淀江産廃用地として貸借契約を締結することは不当である。売り渡し契約も同じ。**

①県は去る5月31日、関係住民の理解を得ることが困難と認定した。

②地元住民が、センターの不適切な周知方法とそれに対する改善策をセンター・県に求めるよう米子市に要請したにもかかわらず米子市はそれを無視した。この不適切な対応のため農業者、水利権者に対し事業計画について必要な説明がされていない。センターは、自治会に説明しているからたとえ水利権者や農業者に説明していなくても問題ではないと弁明するが、自治会員の立場と水利権者・農業者の立場は異なり、説明会は自治会とは区分して行うべきである。

県の定める手続きの手引では、説明会の開催の周知方法については「関係住民に対しては案内文を直接配布するなど、周知が確実に図れる方法としてください。」と定めている。

しかし、センターは、下表のとおり全体の約13%の関係住民に対してのみ案内文を持参したのみである。残りの87%に当たる農業者・水利権者に対しては、土地の地番と名前は分かったが住所がわからなかったので、個別に説明会の案内文を郵送しなかったと答弁している。(平成29年11月6日米子市議会全員協議会における瀧山理事長答弁)

土地の地番が分かれば不動産登記簿の交付を求めれば、直ちに氏名も住所も判明する。また平成12年9月からインターネットで登記情報提供サービスが全国で開始されており、居ながらにして登記簿が閲覧できる時代の答弁とは思えない。

センターは新聞広告やセンターのホームページに掲載したとしているが、新聞広告の掲載は地方紙一紙であり、また高齢化が進んでいる地域住民に対し、自ら関係住



題にもされなかった。

県廃棄物審議会は、当該事業計画に関する「関係住民への周知実施報告書に対する県の判断」についての意見や、意見調整会議の結果を踏まえた「合意形成状況」について意見を述べるのが条例上の主たる任務である。安全・安心に関しては、自ら調査検討することはなく、県の一方的な報告を受けそれを追認するだけであった。米子市が専門家会議や県廃棄物審議会に審議を期待したのは、的外れの願望に過ぎなかった。関係住民が提出した意見・疑問点は、回答がないままである。米子市は地元住民の安心・安全の確保のため米子市環境審議会に事業計画・生活環境影響調査について諮問し意見を得た後に、市有地の貸借契約の締結について判断すべきである。米子市が、米子市環境審議会の意見を聴かず、事業計画・生活環境影響調査について実質的な審査を行わなかった廃棄物審議会の結論を根拠とし、安全・安心は担保されたとしてセンターとの間で市有地の貸借契約を締結することは、不当である。土地売買契約の締結も同じ。

(事業計画・生活環境影響調査報告書に関する疑問点の1例)

- ・「地下水が大山の方向に流れている。」という「誤っていると考えるほかない測定結果」を用いて解析(分析)している。
- ・流速＝透水係数×(2地点間の水位差÷距離)で求めるべきところ、流速＝透水係数とし、しかも透水係数は一般的には砂礫層の方が高く、火山灰層が低いにも係わらず、これを逆とし火山灰層が良く水を通すとして計算している。
- ・上記の誤りのある考え方を前提として、三輪山の清水(産廃処分場計画地から約900メートル離れたところにあり、以前は小波上の泉と称されていた。)まで地下水が到達する年数を、ケースを別にして三回計算しているが、下記のとおり驚くべき差異のある計算結果となっている。

- ① 8年～9年
- ② 57年
- ③ 4,000年

センター及び環境プラントは、このどれが正しいと判定しているか今日まで表明しないままである。

- ⑥平成31年3月10日開催された下泉自治会との調整会議では、県は、予定された論点の質疑の途中であるにも係わらず、予定の時間が来たとして、一方的に調整会議を閉じた。論点についての意見交換が、全て終了していないにもかかわらず県は、その後、調整会議を再開することはなかった。
- ⑦嫌悪(迷惑施設)の集積地で事前に地元住民の意向調査をすることなく地点選定した。地元のボスやセンター、環境プラント等の中で、水面下のネゴをし、調整が整った段階で地点を決定した。地点決定を公表する約半年前の県議会で平井知事は、この動きを見守っていると答弁している。県、米子市は、この動きに同調し、特に、米子市は角副市長(当時)をセンターの理事とし派遣した。

産廃計画地の周辺は、産業廃棄物安定型最終処分場、一般廃棄物最終処分場等が集積しており(資料31参照)、地点選定に当たっては、社会環境調査を実施し地元の住民のパブリックコメントや、パブリックインボルルメントの手法を取り入れ地元住民の意向を汲み入れ地点選定をすべきであったがそれをしなかった。地点決定の報道により、地元住民が計画を知ったときには、一部の関係自治会では、自治会長が、自治会の総会に諮ることなく、同意書を提出していることが発覚した。なお平成31年5月19日の意見調整会議で水利権者は、産廃計画地周辺は、「廃棄物最終処分場等の嫌悪施設が集中している。」状況を説明しこのような所では、社会環境調査し地元住民の意向を確認した上で地点選定をすべきであると意見を述べた。県は廃棄物審議会に対し「嫌悪施設の集中しているところ」を「大規模開発の集積地」と言い換えて報告した。廃棄物審議会の委員に対する悪質な印象操作である。

- ⑧淀江産廃を淀江町小波に作る前提が崩壊した。

センターのホームページのQAでは、「どうしてこの地（淀江）に作るようになったのですか。」というQに対し「淀江産廃は、環境プラントが20年以上にわたって事故や環境上の問題を起こすことなく運営してきた一般廃棄物最終処分場の隣接地であり、同社の安全・安心の運営のノウハウ等が活用でき（以下略）」と答えている。以下の事実からこの前提は崩壊している。

○環境プラントと西部広域は、環境プラントの第2最終処分場の水処理のための調整槽について、構造上、処理能力に余裕がある施設でないことを認めている。（資料36）（新基準に不適合）

また米子市は、この事実が明らかになった平成20年1月22日開催の西部広域の会議に職員2名を出席させている。この会議では、調整槽の拡大の方向に行きたいが拡大には用地確保が難しいことが指摘されている。

前述の請求の要旨で記述したように平成30.11.19開催の西部広域の議定会定例会議では、埋立残余年数は、7年程度と予測している。西部広域は、50%を外部処理することによって、6～7年程度延命する考えであるが、構造上問題のある最終処分場であれば、安全性確保の観点から、できる限り速やかにこれを新基準に適合させるように施設の改善に取り組むべきである。そうすることなく、環境プラント、西部広域は最終処分場について更に延命を図ろうとするものであり、地元住民に取っては、安心・安全が確保できないこの延命措置は、受け入れられない。

（注）平成10年6月16日交付、6月17日施行の国の新基準

- ・保有水等を有効に集め速やかに排水することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の保有水集排水設備を設けること。
- ・保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。

なおこの新基準は既設の最終処分場に対する経過措置について「原則として、改正後の新基準を適用することとするが、直ちに新基準に適合させることが困難な場合には一定期間適用を猶予するとともに、新基準に適合させることが実態上困難な場合には適用しないこととする。」とされている。

環境プラントは、新基準に適合させることが実態上困難ならば、その理由を明らかにし、地元住民に説明すべきであるが、これまで、西部広域と共に、このことを隠蔽してきた。

○環境プラントは第2最終処分場の次の許可申請書に「公害防止・環境保全計画書」（資料37参照）を添付している。この計画書3. 公害防止措置として、下流集落の井戸2ヶ所を決め、6ヶ月に1回全項目の自主検査を行い米子保健所、淀江町（現在米子市）、関係地区へ報告すると記載して許可を得ている。しかし米子市の環境政策課は、この報告を受け取っていない。（西部広域を指導すべき米子市、及び環境プラントを指導すべき西部広域はこのことを現在も放置している。）県に対する許可申請書で示した「公害防止措置」さえ実行しない環境プラントが、これまで長年わたり問題なく一般廃棄物最終処分場を運営して来たとするセンターの判断は誤りである。

①廃掃法関係（最終処分場設置許可）

平成5年1月21日 許可申請

平成5年1月27日 許可

②森林法関係（林地開発許可）

平成4年12月1日 許可申請

平成5年1月22日 許可

○環境プラントの不法焼却・医療系廃棄物の不法投棄問題

昨年明らかとなったこの問題について、この発言をした○○○○○○○○○○○○○○○○に対しては、「高齢だから対応できない。」と環境プラントから言われ、県は本人確認をしていない。また最終処分場の地元住民への聞き取り調査をしていない。物的証拠のための現地での掘り起こしもしていない。真相は未解明のままである。

(2) 事実証明書及び追加資料（題目等のみ）

ア 住民監査請求書に添付された事実証明書

- 資料1 組合議会ごみ処理施設等調査特別委員会資料（抄本）
  - 資料2 第3次米子市一般廃棄物処理基本計画（抄本）
  - 資料3 平成30年第4回鳥取県西部広域行政管理組合 議会定例会会議録（抄本）
  - 資料4 産業廃棄物最終処分場設置計画区域図（事業計画書）
  - 資料5 処分場区域内 土地一覧表（事業計画書）（抄本）
  - 資料6 産業廃棄物最終処分場設置計画区域関連公図（事業計画書）
  - 資料7 不動産登記全部事項証明書
  - 資料8 環境プラントが使用中の市有地区区域図
  - 資料9 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）設置許可申請の手引（抄本）
  - 資料10 開発協定書
  - 資料11 開発協定書第3条第1項の規定による変更開発事業実施計画（設計）の同意について（伺い）（申請書添付書類）
  - 資料12 変更開発事業実施計画（設計）記載文言
  - 資料13 変更開発事業実施計画（設計）記載文言
  - 資料14 変更開発事業実施計画（設計）の同意について
  - 資料15 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律の施行について（開発行為の許可制及び伐採の届出制関係）
  - 資料16 淀江第2最終処分場全体計画について4者確認
  - 資料17 一般廃棄物最終処分場の建設に関する覚書
  - 資料18 確認書（淀江第2最終処分場全体計画について）
  - 資料19 財団法人鳥取県環境管理事業センター 第55回理事会 議事録（抄本）
  - 資料20 平成24年第2回鳥取県西部広域行政管理組合 議会定例会会議録（抄本）
  - 資料21 財団法人鳥取県環境管理事業センター 第37回理事会 議案書（抄本）
  - 資料22 産業廃棄物最終処分場の候補地について（依頼）
  - 資料23 産業廃棄物最終処分地の候補地について（回答）
  - 資料24 小波浜、小波上自治会同意書
  - 資料25 淀江さなめホール説明会写真
  - 資料26 小波地区の産業廃棄物処理場の設置について
  - 資料27 淀江産廃計画に関する米子市環境審議会への諮問について（要請）
  - 資料28 淀江産業廃棄物管理型最終処分場に関する米子市環境審議会への諮問について（回答）
  - 資料29 要請書
  - 資料30 鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例第17条第5項に基づき「調整に関する意見書」の送付
  - 資料31 小波上周辺の廃棄物最終処分場（跡地を含む）及び嫌悪施設立地地図
  - 資料32 くらしと自然の融合（パンフレット）
  - 資料33 日本海新聞記事
  - 資料34 山陰中央新報記事
  - 資料A 再見解書（抄本）
  - 資料B 日本海新聞記事
  - 資料35 山陰中央新報記事
  - 資料36 一般廃棄物第2最終処分場小堰堤構造検討書（抄本）
  - 資料37 公害防止・環境保全計画書
- イ 令和元年10月4日に新たな証拠として提出された追加資料
- 資料38 鳥取県漁業協同組合淀江支所関係

- 資料 3 9 鳥取県開発事業指導要綱関係
- 資料 4 0 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について
- 資料 4 1 開発事業変更協議書、開発事業の変更協議結果について（通知）
- 資料 4 2 淀江産廃新聞広告に関する要請について（お願い）
- 資料 4 3 一般廃棄物第 1 最終処分場浸出水を第 2 最終処分場に連結したルート図
- 資料 4 4 鳥取県議会会議録 平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日（抄本）
- ウ 令和元年 1 0 月 7 日に新たな証拠として提出された追加資料（その 2）
- 資料 4 5 一般廃棄物処理施設変更許可申請書について
- 資料 4 6 産業廃棄物最終処分場事業計画区域図
- 資料 4 7 令和元年 1 0 月 5 日請求者陳述に際し監査委員様にお配りした資料（請求者代表の陳述要旨を含む）
- 資料 4 8 日本海新聞記事

### 3 請求書の受付日

令和元年 8 月 2 6 日

### 4 請求の受理

本件請求は、法第 2 4 2 条第 1 項が定める所定の請求要件を具備するものと認めることとして、令和元年 9 月 1 3 日付けでこれを受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の期間

令和元年 9 月 1 7 日から同年 1 0 月 2 5 日まで

### 2 監査対象事項

本件請求に基づき、次の事項を監査対象とする。

- (1) 米子市長が開発協定書を改定すること（以下「本件協定改定」という。）について、違法又は不当な財務会計上の行為であると認められるか。
- (2) 米子市長が公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）に市有地（米子市淀江町小波 4 3 4 番地 2。以下「本件土地」という。）の利用を認めること（以下「本件使用承諾」という。）について、違法又は不当な財務会計上の行為であると認められるか。
- (3) センターが本件土地を産業廃棄物管理型最終処分場用地（以下「産廃最終処分場用地」という。）とするために、米子市長がセンターと貸借契約又は売買契約を締結すること（以下「本件契約締結」という。）について、当該行為が行われることが相当の確実さをもって予測され、違法又は不当な契約の締結であると認められるか。

### 3 監査の対象部局（関係職員）

市民生活部環境政策課  
総務部総務管財課

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

#### (1) 証拠の提出

令和元年 1 0 月 4 日に請求人から新たな証拠として追加資料（資料 3 8 から資料 4 4

まで)が提出された。

令和元年10月7日に請求人から新たな証拠として追加資料(その2)(資料45から資料48まで)が提出された。

(2) 陳述の聴取

令和元年10月5日に請求人8人のうち5人の陳述を聴取した。

法第242条第7項の規定に基づき、請求人の陳述の聴取に関係職員を立ち会わせた。

5 関係職員の証拠の提出及び陳述の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、米子市長に弁明書及び証拠書類の提出を求めた。

(1) 証拠の提出

令和元年9月26日に米子市長から弁明書及び証拠書類が提出された。

(2) 陳述の聴取

令和元年10月5日に市民生活部長の陳述を聴取した。

法第242条第7項の規定に基づき、関係職員の陳述の聴取に請求人を立ち会わせた。

第3 暫定的停止勧告について

本件協定改定、本件使用承諾及び本件契約締結が違法であると思料するに足りる相当な理由があると認められなかったため、法第242条第3項に規定された要件を満たしていないと判断し、暫定的停止勧告を実施しなかった。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

(1) 関係法令等

別紙「関係法令等の定め(関係部分のみ)」に記載したとおりである。

(2) 認定事実

請求書に添付された事実証明書、新たな証拠として提出された追加資料、関係職員から提出された資料、公表資料を調査した結果、次のとおり事実を認定した。

ア 本件土地の概要

財産区分	所在地	地目	地積 (平方メートル)
普通財産	米子市淀江町小波 434 番地 2	原野	15,119

イ 産業廃棄物管理型最終処分場事業計画

センターは、産業廃棄物管理型最終処分場(以下「産廃最終処分場」という。)を設置することを計画し、平成28年11月30日に鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号。以下「鳥取県条例」という。)に基づき、鳥取県に産廃最終処分場に係る事業計画書を提出した。鳥取県は、鳥取県廃棄物審議会の意見を踏まえ、センターと関係住民との意見調整を行った結果について、「事業者の対応が十分と認められ、かつ、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき」に該当することから、鳥取県条例第18条第1項第3号に規定する「意見の調整を終結するとき」に該当するものと判断し、令和元年5月31日、関係住民に意見の調整結果を周知し、センター及び米子市に通知した。

- 産廃最終処分場の概要
- (ア) 事業主体  
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター
- (イ) 設置の目的  
鳥取県内の事業所から事業活動に伴って排出される産業廃棄物を適正に処分するため
- (ウ) 施設の種類  
産業廃棄物の最終処分場
- (エ) 処理する廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物  
ただし、いずれも特別管理産業廃棄物を除き、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類においては石綿含有産業廃棄物を含む。
- (オ) 設置場所  
米子市淀江町小波434番地102 ほか35筆
- (カ) 処理能力  
埋立面積 約21,500平方メートル  
埋立容量 約257,000立方メートル

#### ウ 開発協定

平成17年3月31日に米子市と合併する前の西伯郡淀江町（以下「旧淀江町」という。）と環境プラント工業株式会社（以下「環境プラント工業」という。）とは、平成4年5月21日、環境プラント工業による第2不燃物（一般不燃物）最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）の建設について、開発協定書を締結した。

旧淀江町と環境プラント工業とは、開発協定書について、平成9年8月28日、着工期の変更等を内容とする一部改定をし、平成16年3月31日、工事期限の変更等を内容とする一部改定をした。

なお、開発協定書は、旧淀江町と米子市との合併後、米子市に引き継がれた。

#### エ 変更開発事業実施計画

環境プラント工業は、平成9年8月28日、旧淀江町に対し、開発協定書第3条の規定により、変更開発事業実施計画書を提出し、旧淀江町は、同年10月23日、同計画に同意した。

- 変更開発事業実施計画の内容

##### (ア) 開発事業の名称

環境プラント工業 第2不燃物最終処分場

##### (イ) 変更の理由

埋立て跡地を農地として利用するため、隣接地と高さを合わせて有効利用することができるよう、土地改良事業2工区と3工区との連絡道路建設を有利な形状とするよう地元各関係者から申し入れがあったこと。

また、廃棄物の埋立て用（保護土）として、掘削残土をストックするために、Ⅲ期計画部分申請に先立って覆土置場用地として開発面積が追加申請された。

#### オ 本件土地の使用承諾

センターは、令和元年7月25日、米子市に本件土地の利用を認めるよう求める要請書を提出した。

米子市は、センターに対し、同年8月30日付け環政起第1337号-1「産業廃棄

物管理型最終処分場の整備に係る米子市所有地の利用について（回答）」（以下「使用承諾書」という。）により、条件を付して本件土地の利用を認める旨の回答をした。

○ 使用承諾書に付された条件

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条で定める設置許可手続において、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ、鳥取県知事の許可を受けること。
- (イ) センター及び鳥取県において、産廃最終処分場の必要性及び安全性について住民理解が更に深まるよう努力が行われること。

#### カ 鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「西部広域」という。）は、法第284条の規定に基づいて、昭和47年6月に設立された一部事務組合であり、米子市を含む2市6町1村によって組織され、不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理するものとしている。

#### キ 一般廃棄物処理基本計画

西部広域は、昭和61年11月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、危機的廃棄物処理行政を安定的かつ長期的に解決し住民の快適な生活環境を維持するため、米子市・境港市・西伯郡7町1村・日野郡4町の構成市町村から排出される不燃ごみ及び粗大ごみを適正に処理処分するため、長期的展望に立った「一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

#### ク 最終処分場建設基本計画

西部広域は、平成4年10月、一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画最優先課題と位置付けられている最終処分場の建設整備に向けてより具体的な方針と技術指針を示すため、廃棄物処理法第8条第2項6号及び7号の規定に基づき「最終処分場建設基本計画」を策定した。

○ 最終処分場建設基本計画の概要

##### (ア) 計画処理区

米子市・境港市・西伯郡7町1村・日野郡4町

##### (イ) 計画可処分容量

- a 全体容量 443,942.3立方メートル（環境プラント工業）
- b 第1期分容量 218,936.0立方メートル
- c 第2期分容量 225,006.3立方メートル  
（環境プラント工業 概略設計による）

##### (ウ) 事業主体

最終処分場の建設は環境プラント工業とする。

ただし、西部広域は最終処分場の安全性及び経済性等を担保するため、施設の計画及び設計並びに施工に関して指導監督を行う。

##### (エ) 管理主体

最終処分場の管理運営は環境プラント工業とする。

ただし、西部広域は最終処分場の安全性及び経済性等を担保するため、埋立て管理マニュアル・浸出液設備運転管理マニュアル・環境モニタリング手法・事後アセスメント手法等について指導・監督を行う。

##### (オ) 計画予定地

最終処分場の建設予定地は、西伯郡淀江町大字小波字林の奥441番地先とする。

#### ケ 鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会

西部広域は、平成30年4月1日、鳥取県西部のごみ処理全般についてのあり方を検討するため、鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会を設置した。

- 鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会の所掌事務
- (ア) 可燃ごみ処理施設のあり方に関する事項
- (イ) 不燃ごみ処理施設のあり方に関する事項
- (ウ) 一般廃棄物最終処分場のあり方に関する事項
- (エ) ごみ処理のあり方に関連して検討が必要な事項

#### コ 鳥取県廃棄物審議会

鳥取県は、鳥取県条例第30条の規定に基づき、次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会（以下「廃棄物審議会」という。）を設置している。

- 廃棄物審議会の所掌事務
- (ア) 鳥取県条例第16条第2項、第17条第6項及び第18条第2項に規定する事項を処理すること。
- (イ) 廃棄物処理法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。
- (ウ) 産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。

### (3) 監査委員の判断

#### ア 上記第2の2監査対象事項（1）本件協定改定について

住民監査請求は、法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

そして、住民監査請求の対象となる行為について、「法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」と判示されている（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決）。

このことから、「財産の取得、管理又は処分」とは、専ら当該財産の財務的処理を直接の目的として行われる行為をいい、「契約」とは、財務的処理を直接の目的とする財産上の契約をいうものと解されている。

さらに、「法第242条第1項の契約の締結という契約とは財務的処理を直接の目的とする契約に限られ、非財務的な行政上の事務処理の一環として行われる契約はたとえそれが結果的に地方公共団体の財産上の損害をもたらすものであっても、これに含まれないと解するのが相当である。」と判示されている（水戸地裁平成元年3月14日判決）。

したがって、本件協定改定が財務会計上の行為であると認められるためには、本件協定改定が、財務的処理を直接の目的とする財産上の契約でなければならない。

そこで、本件協定改定が財務会計上の行為であると認められるか否かについてみると、開発協定は、「環境プラント工業株式会社が西伯郡淀江町大字小波地内に環境プラント工業株式会社第2不燃物最終処分場の建設（以下「開発事業」という。）につ

いて、土地を開発事業以外の用途に使用してはならない（第4条）、環境衛生に十分な配慮を払うこと（第9条）、災害の防止に万全を期すこと（第11条）、火災の防止に必要な施設を設置すること（第12条）、公害防止のために万全の措置を講じること（第13条）、自然環境の保全に必要な措置を講じること（第14条）」などと定められた一般行政上の目的に基づく公法上の契約であると認められ、財務的処理を直接の目的とするものとはいえないことから、住民監査請求の対象となる契約には当たらない。そのため、本件協定改定は住民監査請求の対象である財務会計上の行為とは認められない。

したがって、本件協定改定は、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない事項と判断し、却下が相当である。

イ 上記第2の2 監査対象事項（2） 本件使用承諾について

一般に契約とは、相対する2人以上の当事者が合意することにより、権利義務の関係をつくり出す法律行為をいうものと解されていることから、本件使用承諾は、センターから米子市に、本件土地の利用を認めるよう求める要請書が提出されたことに対して、米子市が条件付きで本件土地の利用を認める旨の回答であり、一種の契約関係に該当するものと判断される。

上記第4の2（3）アのとおり、住民監査請求の対象となる「契約」とは、財務的処理を直接の目的とする財産上の契約をいうものと解されている。

したがって、本件使用承諾が財務会計上の行為であると認められるためには、本件使用承諾が、財務的処理を直接の目的とする財産上の契約でなければならない。

そこで、本件使用承諾が財務会計上の行為であると認められるか否かについてみると、本件使用承諾は、センターに、「廃棄物処理法第15条で定める設置許可手続きにおいて、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ、鳥取県知事の許可を受けることやセンター及び鳥取県において、産廃最終処分場の必要性及び安全性について住民理解が更に深まるよう努力が行われること」を条件として本件土地の利用を認めるにすぎないものである。

そうすると、本件使用承諾自体が、米子市に何らかの債権を取得させ、又は債務を負担させる内容のものであるとはいえないため、本件使用承諾は、財務的処理を直接の目的とする財産上の契約とはいえないことから、住民監査請求の対象となる契約には当たらない。そのため、本件使用承諾は住民監査請求の対象である財務会計上の行為とは認められない。

したがって、本件使用承諾は、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない事項と判断し、却下が相当である。

ウ 上記第2の2 監査対象事項（3） 本件契約締結について

（ア）相当の確実性について

法第242条第1項に規定する「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」について、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、当該行為がなされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」と判示されている（大阪地裁平成23年1月14日判決）。

したがって、本件契約締結が相当の確実さをもって予測されると認められるためには、本件契約締結の可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えていなければならない。

そこで、本件契約締結が、相当の確実さをもって予測されると認められるか否かについてみると、鳥取県条例第1条において、「この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物

処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と規定されており、鳥取県は、センターと関係住民との意見調整を行った結果について、「事業者の対応が十分と認められ、かつ、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき」に該当することから、「意見の調整を終結するとき」に該当するものと判断し、令和元年5月31日に鳥取県条例に基づく手続が終結した。その後、センターから米子市に、本件土地の利用についての要請があり、米子市はセンターに対して、同年8月30日に条件を付して本件使用承諾したところである。

本件契約締結の先行行為と考えられる本件使用承諾において、「廃棄物処理法第15条で定める設置許可手続において、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ、鳥取県知事の許可を受けることやセンター及び鳥取県において、産廃最終処分場の必要性及び安全性について住民理解が更に深まるよう努力が行われること」の条件を付していることから、少なくともセンターが廃棄物処理法で定める設置許可を受けない限り、本件契約締結は行われまいといえる。

また、請求人自身が、「米子市は、センターとの間で、センターが本件土地を産廃最終処分場用地とするため貸借契約を締結する。なお、用地売買契約の締結をする可能性もある。」と主張しているように、米子市が、センターと貸借契約を締結するのか、売買契約を締結するかは未確定であり、具体的なものは確認することができず、具体性に欠けているものと言わざるを得ない。もっとも、請求人から、貸借契約又は売買契約が締結されることが、相当の確実さをもって予測されることを証する書面は提出されていない。

そうすると、本件請求時点において、本件契約締結の可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認められない。

#### (イ) 違法性・不当性について

一般に、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、「裁量権の逸脱又はこれを濫用があった場合」であり、それが不当となるのは、「裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合」であると解するのが相当であると解されている。

##### a 一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画について

請求人は、「旧淀江町が、開発協定に基づき提出された「変更開発事業実施計画書」に同意したことにより、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画地が開発協定の適用範囲となったため、本件土地を産廃最終処分場用地にすることは、現行の一般廃棄物最終処分場の全体計画（Ⅲ期計画を含む。）と矛盾し、開発協定に違反する。」、「旧淀江町は谷周辺を一体化して欲しいという意向を持っており、Ⅲ期計画はそれに適合した計画であることから、本件土地を産廃最終処分場用地としてセンターに使用させることは不当である。」、「現在なお、次なる一般廃棄物最終処分場の候補地さえ見つかからない現状で、関係する地元住民が一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画を含め全体計画について既に同意するなど一般廃棄物最終処分場とするための主要課題がほぼ解決済みであるこの地点を放棄し、新規地点を選定し、取り組むことは行政上の無駄な行為であることから、米子市が本件土地をセンターに産廃最終処分場用地として使用させることは違法且つ不当である。」と主張している。

これら請求人の主張は、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画が計画されていたことを前提としているものであると解されることから、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画が計画されていたと認められるか否かについてみると、市町村は、廃棄物処理法第6条第1項において、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」と規定され、同法第6条の2第1項において、「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び

処分しなければならない。」と規定されている。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。

西部広域は、廃棄物処理法の規定に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、同計画に基づき、計画最優先課題と位置付けられている最終処分場の建設整備に向けてより具体的な方針と技術指針を示すため、「最終処分場建設基本計画」を策定している。

請求人が主張する一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画については、一般廃棄物最終処分場を設置する権限を有する西部広域の「最終処分場建設基本計画」に位置付けられたものではなく、一般廃棄物最終処分場として計画された事実を確認することはできなかった。

なお、次期一般廃棄物最終処分場の候補地については、西部広域が設置している「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」にて検討が行われており、本件請求時点において、請求人が主張するⅢ期計画地を候補地とすることは検討されていない。

そうすると、請求人の主張は、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画を前提としているものであるところ、一般廃棄物最終処分場のⅢ期計画が、そもそも一般廃棄物最終処分場として計画された事実が認められないことから、本件契約締結は、違法又は不当な契約の締結であるとは認められない。

#### b 市民の安心・安全について

請求人は、「周辺住民を初め多くの市民が産廃最終処分場に不安を抱え、地元住民の理解が得られていない中で、事業計画・生活環境影響調査について、廃棄物審議会は実質的な審査を行わなかったため、安全・安心が担保されていないとして、センターと貸借契約又は売買契約を締結することは不当である。」と主張している。

しかし、産廃最終処分場の必要性及び安全性について、米子市長は、本件契約締結の先行行為と考えられる本件使用承諾の理由として、次のとおり判断している。

##### (a) 産廃最終処分場の必要性について

###### i 廃棄物処理の現状

産廃最終処分場は、県内の経済活動はもとより、病院や福祉施設などの事業活動からも不可避免的に発生する廃棄物を適切に処分するために必要な施設である。また、産業廃棄物の減量化とリサイクルは進んできてはいるが、その全量をリサイクルすることは不可能であり、埋立による最終処分が必要な状況に変わりはない。

現在、県内で発生する産業廃棄物（管理型品目）は、兵庫県、島根県をはじめとする県外で処分している状況であるが、県外の産業廃棄物の搬入規制が36道県で実施され、また、近県の処分場の残存容量は減少していることから、処分先の確保が困難となることを想定しなければならない。県内で発生した産業廃棄物は、県内で処分することが本来の姿であることから、県内に産廃最終処分場を設置することは緊急性のある課題であると認識しなければならない。

###### ii 県内の産業振興及び経済への懸念

県内処分場の確保は、新たな企業誘致にとって重要な条件の一つであり、また、その確保が困難になれば、既存企業がその立地を県外に移す理由となりかねない。さらには、企業活動の縮小により雇用環境の悪化を招くことも考えられることなど、県内経済への重大な影響が懸念されることから重要な課題である。

###### iii 生活環境の保全

県内処分場の確保により、産業廃棄物を適切に処分することができる環境を整えることは、市民生活の身近な問題である不法投棄及び野外焼却の抑止に繋

がるなど、地域のより良い生活環境の維持に寄与するものである。

○ 結論

産廃最終処分場は、一般廃棄物の最終処分場と並び、市民生活の確保、とりわけ産業活動の維持及び発展のために必要な施設であるとの基本認識のもとで、上記のとおり、これを鳥取県内に設置する必要性は十分に認められる。

よって、米子市としては、鳥取県が進める廃棄物行政に対して、可能な限り協力すべきと判断した。

(b) 産廃最終処分場の安全性について

廃棄物審議会（平成29年6月7日開催）では、センターが提出した見解書に対し、当該処分場の安全対策は、国内の管理型処分場でも非常に高度なものであるとの判断が示されている。

さらに、米子市から鳥取県に要請した、安全性の7項目（i 生活環境影響調査の結果、ii 搬入管理、iii 遮水構造、iv 集中豪雨への対応、v 地震による影響、vi 放流先の水質への影響、vii 地下水への影響）の確認、更には、米子市議会から鳥取県に要望した施設の安全性についての十分な確認について対応するため、鳥取県は、専門家会議を特に設けて、その見解等を踏まえながら、廃棄物審議会（平成31年4月19日開催）において、次のとおり安全性の確認が行われている。

i 生活環境影響調査の結果

専門家の意見を踏まえた上で、国及び県が定めた指針に沿って、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水の調査が行われている。センターは、影響を回避、低減するための措置を行うこととしており、全ての調査項目において環境に悪影響を与えるような結果は出ていない。

ii 搬入管理

3段階（事前審査・受付検査・展開検査）において、複数の検査等（書類検査・分析検査・目視検査・放射線測定・蛍光X線分析・抜取り検査）を行うこととされており、専門家会議においても、「持ち込み時の目視検査、埋立時の展開検査、持ち込みごみの抜き取り検査により、契約外の廃棄物は持ち帰らせることとなっている。この搬入管理が第一の対策である。」との意見が示されている。

iii 遮水構造

処分場の底部が、二重の遮水シートに加えてベントナイト混合土で構成する三重の遮水構造となっている。更に、上部の遮水シートの破損を防ぐための保護砂の施工及び漏水検知のための電氣的漏えい検知システムの設置など、国の基準を上回る対策が講じられている。また、遮水シート及び保護マットの劣化並びに破損の点検、更には、地下水モニタリングを実施することとされている。なお、専門家からは、浸出水が埋立地外に漏れ出す可能性は大変低く、周辺を汚染することは考え難いとの意見が示されている。

iv 集中豪雨への対応

雨水集排水溝及び浸出水集排水管が県指針（30年確率）を上回る50年確率の降水強度で設計されている。また、浸出水処理施設は、当市の月間最大降水量を観測した平成9年の降水データを用い、同年の降水が2年連続で発生した場合を想定した計画となっている。更には、浸出水を削減するための方法として区画埋立方策が計画されている。

v 地震への対応

本事業計画地が、土砂災害警戒区域等の危険区域に指定されておらず、また、周辺に大きな影響を与える可能性のある地震を引き起こす断層が存在しないことが確認されている（「鳥取県地震・津波被害想定調査研究報告書（平成30年12月）」）。更に、貯留構造物の設計に当たっては、全国都市清掃会議の要領に基づき、震度6以上の地震動の影響が考慮された計画となっている。

vi 放流先の水質への影響

生物処理、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着等の処理に加え、逆浸透膜処理施設を導入し、法律で規定された排水基準よりも良好な水質として放流する計画となっている。生活環境影響調査では、同様の水処理を行っている隣接の一般廃棄物最終処分場の水質検査結果から、放流先河川の水質は環境基準を満たすと予測されている。なお、専門家からは、放流水が排水基準を満たしていれば、河川が処理水により環境基準を超えることはなく、生態系を含めた環境に影響を及ぼすことはないとの意見が示されている。

vii 地下水への影響

浸出水処理施設は、三重の遮水構造等により、国基準以上の地下水への漏えい防止対策が講じられている。また、生活環境影響調査では、既往最高水位は、処分場の掘削底面よりも深い位置にあり、地下水の流動阻害及び周辺への水位変化の影響は小さいと予測されている。なお、平成30年2月に開催された専門家会議において、「近隣水源地への汚染の懸念について、多重遮水工による対策が講じられているため周辺を汚染することは考え難い」との意見が示されている。更に、専門家会議では地下水の専門家が欠席だったことから、センターの地下水流向等調査の検証を県が改めて専門家に依頼し、平成30年6月に専門家から、「本調査結果は妥当なものである」との意見を受けている。

○ 結論

米子市から鳥取県に確認及び要請した、安全性の7項目については、廃棄物審議会の審議結果のとおりであり、また、近年建設された他の最終処分場と比べ、遮水構造、放流水対策等の面で格段の安全対策を施すこととされていることから、現時点において安全性を確保するための対策は講じられているものと判断する。

これらのことから、米子市長は、産廃最終処分場の必要性について、廃棄物処理の現状、県内の産業振興及び経済への懸念及び生活環境の保全の観点から、産廃最終処分場を鳥取県内に設置する必要性は十分に認められるとし、産廃最終処分場の安全性について、廃棄物審議会において安全性の確認が行われており、また、近年建設された他の最終処分場と比べ、遮水構造、放流水対策等の面で格段の安全対策を施すこととされていることから、現時点において安全性を確保するための対策は講じられているものと判断しており、一定の検討、確認が行われていることが認められる。そして、これら米子市長の判断に、重要な事実を誤認があることや事実に対する評価が合理性を欠くことなどにより当該判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているとは認められないため、請求人が主張する「周辺住民を初め多くの市民が産廃最終処分場に不安を抱え、地元住民の理解が得られていない」ことをもって、直ちに、本件契約締結が裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使となるとは認められない。

そうすると、本件契約締結は、不当な契約の締結であるとは認められない。

なお、産廃最終処分場の安全性については、今後、センターが、鳥取県に対して、廃棄物処理法第15条の規定に基づき設置許可申請書を提出し、環境省令に定める技術上の基準に適合しているかなどの設置許可基準を満たしているかどうかの審査を受け、確認されることとなる。

c 第4の2(3)ウ(イ)違法性・不当性についての小括

上記a、bから、本件契約締結が違法又は不当な契約の締結であるとは認められず、その余の点についてはいずれも判断には至らなかった。

(ウ) 第4の2(3)ウ本件契約締結についての小括

したがって、上記(ア)、(イ)から、本件契約締結は、相当の確実さをもって予測されるとは認められず、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない事項と判断し、却下が相当であり、また、違法又は不当な契約の締結であるとは認められない。

### 3 結論

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない請求と判断し、却下することとした。

## 関係法令等の定め（関係部分のみ）

## 第1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の定め

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

## 第2 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の定め

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（意見調整結果の通知）

第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

（1）関係住民の理解が得られたと認めるとき。

（2）意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

（3）次条の規定により意見の調整を終結するとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

## 第3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定め

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一

一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項  
(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(中略)しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の許可)

第8条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 一般廃棄物処理施設の種類
- (4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- (9) その他環境省令で定める事項

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
- (9) その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲

げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

#### 第4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の定め（一般廃棄物処理計画）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

#### 第5 開発協定書の定め

淀江町（以下「甲」という。）と環境プラント工業株式会社（以下「乙」という。）とは、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設について、次のとおり協定する。

（開発事業の目的等）

第1条 乙は、鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設（以下「開発事業」という。）を行い、もって、鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする。

2 乙は、平成9年7月29日（第3条の同意のあった日。）以後すみやかに開発事業に関する工事（以下「工事」という。）に着手し、関係行政機関の閉鎖確認をもって工事の完了とするものとする。

（開発事業実施計画）

第3条 乙は、この協定の締結後すみやかに、変更開発事業実施計画（設計）を作成するとともに、これを甲に提出してその同意を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。

（土地の用途）

第4条 乙は、開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

（排水）

第8条 乙は、あらかじめ開発事業の施工時及び完成後における雨水、汚水、下水等の終末処理計画を立て、甲、関係地区住民、関係水利権者及び関係河川管理者に協議しなければならない。

2 雨水、汚水、下水等については、乙は自己の費用負担において終末処理施設を設けて処理し、かつ、善良な維持管理を行わなければならない。

（環境衛生）

第9条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において発生する廃棄物を、自己の費用負担において必要な処理施設を設けて処理する等、環境衛生に十分な配慮を払わなければならない。

（汚水処理施設）

第10条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において必要な汚水処理施設を自己の費用負担において設置し、善良な管理を行わなければならない。

（災害の防止）

第11条 乙は、甲及び関係行政機関の指導及び指示にしたがい、自己の費用負担において必要な災害防止施設を設置する等、災害の防止に万全を期さなければならない。

（火災の防止）

第12条 乙は、消防関係法令を遵守し、開発事業の施工時における火災の防止に細心の注意を払うとともに、開発事業の完成後における火災を防止するため、甲及び関係行政機関の指導及び指示にしたがい貯水施設及び消火栓等、火災の防止に必要な施設を設置しなければならない。

（公害の防止）

第13条 乙は、開発事業の施工時及び完成後において発生が予想される騒音、振動、粉

じん、煤煙、ガス、臭気、汚水等については、公害防止に関する法令の趣旨及び基準を遵守して、必要な公害防止施設を設置する等、自己の責任と費用負担において、関係地区住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を行ってもなお公害が発生する恐れがあり、もしくは現実に公害が発生したとき、または、関係地区住民から苦情があったときは、乙は、ただちに誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係行政機関と協議するものとする。
- 3 乙は、水質汚濁を防止するため当該開発区域から発生する処理水等について、「別表1」に定める頻度及び項目について水質検査を実施し、検査結果を甲に報告するものとする。

なお、水質検査の結果が「別表1」に定める基準を超えた場合は乙は直ちに放流を停止し、甲に報告すると共に甲の指示する必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

- 第14条 乙は、開発事業の施工に当たって自然環境の保全に十分な配慮を払わなければならない。
- 2 乙は、開発事業の施工に伴って開発区域外の自然環境を破壊したときは、自然植生のすみやかな回復を図る等、自己の費用負担において自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。